

1. 件名「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所における保安規定変更認可申請に係る面談」

2. 日時：平成30年5月25日(金) 10時30分～11時50分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓

4. 出席者：

原子力規制庁原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
長谷川安全規制調整官、本多安全審査官、池谷係長  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全・核セキュリティ統括部 担当者 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という）より、原子力科学研究所における核燃料物質の使用施設に係る保安規定変更認可申請がされた。
- (2) 原子力規制庁から、内容物が不明な核燃料物質を貯蔵した容器の開封作業はセル等で行うとしているが、フードで行うことを想定しているのか確認したところ、原子力機構からは、「セル等」の定義は、理事長が定める管理基準に定義されており、セル及びグローブボックスを指す旨、説明があった。
- (3) 原子力機構から、平成30年5月18日の面談※における指摘に対しては、核燃料サイクル工学研究所と人形峠環境技術センターの保安規定にも、核燃料物質の取扱いに関する管理基準を理事長が定める旨の規定を追加することとし、補正申請を行う予定との説明があった。

6. その他

なし

※平成30年5月18日の面談

[日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び人形峠環境技術センターにおける保安規定変更認可申請に係る面談](#)